

## レンタル・サイクル利用規約（重要事項説明書）

\* 出発前に必ずお読み下さい。

### □ 利用条件

- (1) レンタル・サイクル利用者（借受人）とは、本規約に同意の上、利用登録の申し込みを行い、同申し込みを受付けた貸し出し・返還の指定場所、ペロスタイル・ネットワーク各所（以下、ポートという）が当該申し込みを承諾し、借受契約を結んだ個人・法人をいいます。また本規約の全部または一部に同意できない場合には、レンタル・サイクルの利用はできません。
- (2) レンタル・サイクル利用資格の条件
  - ・ 13歳以上の方（一部車種を除く）
  - ・ 「お客様利用申込書」に、氏名・現住所・携帯電話番号・緊急時連絡先・その他所定の事項をご記入された方
  - ・ 各ポートが指定する「本人確認書類（ご本人である事及び現住所が確認できる書類）等」をご提示いただき、かつ当該「本人確認書類」等の番号（健康保険証番号、運転免許証番号等）を各ポートが記録する事に同意いただいた方
- (3) レンタル・サイクルサービスは、借受契約を結んだご本人のみご利用を認めるもので、レンタサイクルを第三者に貸与又は譲渡することはできません。ご親族等の異なる理由があろうと共用する事を禁止します。なお、本規約の定める所より各ポートが必要と判断した場合には、レンタサイクルの利用を停止させていただきます。
- (4) 自然災害・天変地異・通信回線障害等の不可抗力により、レンタサイクル利用者ご乗付ご通知することなく、レンタル・サイクルのサービスの提供を中止させていただく場合があります。

### □ レンタル・サイクルサービスの内容

- (5) レンタル・サイクル借受人 善良な管理者の注意義務をもってレンタル・サイクル用自転車・車両及び付属品（以下レンタルサイクルという）を利用するものとします。なお、管理責任は貸し出しを受付けた時から始まり発生し、ペロタクシー・ヨコハマが指定する、各ポートに返還したときに終わるものとします。
- (6) レンタル・サイクルの利用は、ポート登録品以外でご利用できません。また貸し出し・返還に関する営業時間は、各ポートの指定する時間ご準じます。
- (7) レンタル・サイクル利用者（借受人）が次の項目に該当する場合には、レンタル・サイクル・サービスを受けられないものとします。
  - ・ 13歳未満の場合（一部車種を除く）
  - ・ 薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状を呈しているとき、また何らかの薬物等の使用症状を呈していると判断した場合、また飲酒している場合
  - ・ 「お客様利用申込書」に記載されたお名前、緊急連絡先としての電話番号、携帯電話番号、現住所等のいずれかの記載事項が虚偽の記載があった場合
  - ・ 借受契約で定めた運転者と実際の運転者が異なる場合
  - ・ その他、当社が適切でないと判断・認められた場合
- (8) レンタル・サイクルの返却はポートのみにて受付となります。万一、誤ってポート以外で返却された場合は、借受人の責任で指定ポートへ再度の返却をいただきます。なお、返却に要した費用は全て借受人の負担となりますので、ご注意ください。
- (9) 天候や借受人の諸事情による帰納のお申し出の際しても、一度お支払いいただいたレンタル・サイクルの料金、追加料金等のご返金はできません。
- (10) レンタル・サイクル借受人はそのサービスを利用中にレンタル・サイクルから離れる際には必ず施錠をすることとします。
- (11) レンタル・サイクルのサービスを利用中にレンタル・サイクルの盗難、事故等が発生した場合は、速やかにペロタクシー・ヨコハマへの報告及び警察へ盗難、事故の届出を提出し、ペロタクシー・ヨコハマの指示に従うものとします。
- (12) レンタル・サイクルの紛失、盗難、破損等が発生した場合は、当該レンタル・サイクルと同一車種とメーカー希望小売価格を上限として、当該紛失、盗難、破損等による損害をご負担いただけます。また付属品等の場合もこれご準じます。
- (13) レンタル・サイクルに次のような事態が発生した場合、ご通知いただければ、レンタル代金分の損害を填補するものとします。
  - ・ 貸し出し以前からある破損の発覚
- (14) ライト、バッテリー、カゴ、変速機、鍵等の付属品・備品はレンタル・サイクル本体と一緒にレンタルされるものであり、返却時にご一緒にご返却願います。万一、紛失された場合は、紛失された付属品のメーカー希望小売価格をお支払いいただけます。また返却の際にキャリア等に残っていたレンタル商品以外の物ごつきましても、当社及びポートは責任を負いません。
- (15) 借受人はレンタル・サイクルのサービスを受けるにあたり、次の事項を遵守するものとします。
  - ・ 法令で定められた、軽車両のルール
  - ・ 道路交通法に基づく違反行為（二人乗り、ヘッドホンの使用、夜間無灯火等）
  - ・ レンタル・サイクルを転貸し、又は他に目的の用に供する等の所有権の侵害行為
  - ・ レンタル・サイクルの改造若しくは、その現状を変更する事
  - ・ 公序良俗に違反してレンタル・サイクルを使用すること
  - ・ 自治体が指定する禁入区域への駐輪
  - ・ アクロバット等ごみられる本来の目的以外の使用
- (16) レンタル・サイクルは、個人・法人利用ご限り、第三者貸与を禁じます
- (17) レンタル・サイクルのご利用料金はペロタクシー・ヨコハマが定めるものとします。
- (18) レンタル・サイクルの利用は、借受人とポートの双方でレンタル・サイクルの車両の車体外観及び付属品等ご整備不良がないことを確認した上で当該サービスのご利用をするものとしします。
- (19) レンタル・サイクル借受人はその責ご帰する事由によりレンタル・サイクルに損傷を与えた場合は当該規定による修理費を支払うものとします。なお、レンタル・サイクルに修理不能の損害を与えた場合は、メーカー希望小売価格ご償取いただくものとします。
- (20) レンタル・サイクル借受人はレンタル・サイクル・サービスを利用の際に第三者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとします。
- (21) レンタル・サイクル借受人はレンタル・サイクル・サービスを利用中に、レンタル・サイクルに起因する交通事故等が発生した場合は、事故の大小ご係らず速にご定めるところより適切な処理を行うものとします。
  - ・ 速やかに事故の状況をペロタクシー・ヨコハマに報告すると共に所轄警察ご報告すること。

- ・当該事故に関して、第三者と示談又は協定がなされた場合にのみペロタクシー・ヨコハマに報告すること。
  - ・今項の定めに従いお自らの責任と費用負担において当該事故を処理解決するものとします。
- (22) レンタル・サイクル借受人はレンタル・サイクル・サービスを利用中に、レンタル・サイクルに異常又は故障等を発見したときは、直ちに運転を中止しペロタクシー・ヨコハマに連絡し指示に従うものとします。
- (23) レンタル・サイクル借受人はレンタル・サイクル・サービスを利用中に、レンタル・サイクルを自治体等指定する禁止区間で運搬し撤去された場合は、各自治体等指定する撤去料金及びそのレンタル・サイクルの引き取りにかかる費用の負担をするものとします。
- (24) レンタル・サイクルの返還ごあたり、ポートの担当者立会いの基、通常の使用に伴う磨耗を除き、引渡し時の状態を確認し返還するものとします。

#### □ レンタル・サイクルの返却曜日について

- (25) 返却予定時間（貸し出し当日深夜24時）を過ぎてもレンタル・サイクルを返還しない場合は、1日（返却予定時間より24時間を経過しない場合であっても1日とします）につき¥1500の追加料金をいただきます。
- ・各ポートにより営業時間が異なります、ご注意ください。
  - ・法人等の月極契約は除きます。
- (26) 契約による返却予定時間（貸し出し当日深夜24時）を過ぎてもレンタル・サイクルの返却がない場合は、電話・郵便・電子メール等で確認をさせていただきます。なお、ご連絡をしない場合であっても、本規約に定める追加料金を発生します。
- (27) 返却予定日より1週間以上経過してもレンタル・サイクルの返却がなく、且つ追加料金のお支払いが無い場合は、商品保全等のため相応な法的措置等を執らせていただく場合があります。
- (28) レンタル・サイクル借受人が下記いずれかに該当する場合は、当該サービスの利用を中断させていただきます。
- ・3日以上返却滞りを1回でもされた場合
  - ・レンタル・サイクルを転貸（又貸し）した場合
  - ・当社から3回以上の返却要請をいしてもレンタル・サイクルの返却が無い場合
  - ・レンタル・サイクルの返却予定日経過後、2日以上連絡がない、又は連絡不能な場合
  - ・未成年のレンタル・サイクル・サービス利用に関して、保護者が当該サービスを拒否した場合
  - ・レンタル・サイクル借受契約に虚偽の記載があった場合
  - ・レンタル・サイクル・サービス利用料金未払額が存在する場合
  - ・その他、当社及びポートがレンタル・サイクル・サービス利用者として不適切と判断した場合
- (29) 上記28項で抵触又は本規約に反する行為があった場合は、法的手続きとしての民事的措置以外に、所轄警察への詐欺・窃盗罪等の提訴を行って刑事事件となる場合があります。ご注意ください。

#### □ 個人情報の取り扱いについて

- (30) ペロタクシー・ヨコハマ（NPO法人ベイウインド環境ヨコハマ推進協会）及び業務委託契約締結ポート施設各社が、「レンタル・サイクル借受契約書、同意書」に記載された事項（お名前、緊急連絡先としての電話番号、現住所、その他所定の事項）に含まれる個人情報（以下、個人情報という）を適切に保護措置を講じた上で、下記事項の目的のために利用させていただきます。
- ・レンタル・サイクルの商品管理
  - ・上記商品管理に必要な利用者情報管理
  - ・環境・観光活動の実績的統計への利用
  - ・地域活性等の社会的意義を資する統計への利用
  - ・その他、社会貢献を資すると思われる資料としての利用利用者の範囲ペロタクシー・ヨコハマ及び業務委託契約締結ポート各社
- (31) 自己の個人情報について、個人情報削除又はその開示法に基づき利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止又は第三者への情報提供の停止（以下、開示等求めと言う）を求めるときは、NPO法人ベイウインド環境ヨコハマ推進協会に対し、申告の申し出を行ってください。開示等の求めに対する詳細はお問い合わせ下さい。
- (32) レンタル・サイクル・サービス内容につきましては、事前の予告なく変更又は中止される場合があります。また利用規約につきましても、事前の予告なしに諸事象により随時変更される場合があります。ご不明の点はお問い合わせください。